

事 務 連 絡
平成 27 年 4 月 24 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

適切な工期の設定及び施工時期等の平準化について

昨年改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）において、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、発注者の責務として、計画的な発注と適切な工期設定に努めることが新たに定められるとともに（同法第 7 条第 1 項第 4 号）、「発注関係事務の運用に関する指針」（平成 27 年 1 月 30 日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）等において、発注者は債務負担行為の積極的な活用などにより発注・施工時期等の平準化に努めることとされたところです。

今般、国土交通省においては、4 月 9 日に成立した平成 27 年度政府予算から、これまで単年度で要求することとしてきた舗装工事や築堤・護岸工事などの一部について、施工時期等の平準化も踏まえ、国庫債務負担行為により 2 箇年契約とする取組（2 箇年国債の設定）を開始し、これを含めた適切な工期の設定及び施工時期等の平準化の取組を徹底することとしました。

これらを踏まえ、別紙のとおり各都道府県及び政令指定都市に、国土交通省における取組などを参考として債務負担行為の積極的な活用等による適切な工期の設定及び施工時期等の平準化に取り組むよう通知しておりますのでお知らせします。

貴職におかれては、これらの取組について御理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知方お願いいたします。